平成２３年（フ）第２９号
熊本県人吉市下林町2935番地
債務者　鬼塚　善明（旧姓小鶴）
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第６７号
岡山県津山市大篠1276番地２
債務者　山本　勝貴
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月29日午後２時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第３４１号
静岡市清水区下野西10番13号
債務者　杉山　武巳
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４２号
静岡市清水区下野西10番13号
債務者　杉山　竜也
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４４３号
横浜市南区中村町２丁目127番地の17
債務者　平良　　光
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５号
沖縄県沖縄市泡瀬２丁目８番17号　サンハイム105
債務者　米田恵美子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１２７号
沖縄県沖縄市南桃原４丁目41番34号　タウニーハウス中保303号
債務者　福治　　妙
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１４２号
北海道河東郡音更町南鈴蘭南１丁目１番地16
債務者　中西　厚子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１４４２号
横浜市南区中村町２丁目127番地の17
債務者　平良　京介
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１１９１号
埼玉県新座市野火止１丁目13番46号　ＮＳ13―106号室
破産者　蔭山レイア
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３６０１号
名古屋市港区七反野２丁目1601番地　セブンスズキⅢ―301号
破産者　桂　　珠美（旧姓松田）
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１４６号
札幌市東区北46条東４丁目５番５号
破産者　モリタ商事こと　森田　義宣
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１３号
札幌市白石区菊水上町４条１丁目135番地　菊水上町団地２―501号
破産者　芳賀　英幸
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３９７号
宮城県塩竈市清水沢２丁目20番27号
破産者　最上　裕是
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５９号
千葉市中央区松波４丁目13番５号　松波アパート201号、開始決定時の住所仙台市宮城野区宮城野１丁目４番28―407号
破産者　荒川久美子
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９７号
宮城県名取市名取が丘５丁目25番７号
破産者　遊佐　智子
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
仙台市若林区かすみ町２番16号　アクティブパレスＫ101
破産者　片平　友和
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係